

第3回公共料金等専門調査会(平成25年3月4日)配布資料

○主な公共サービスの料金規制にかかる関係条文

公共料金等	料金等の規制に係る関係条文
製造たばこ定価	<p>たばこ事業法（昭和五十九年八月十日法律第六十八号） （小売定価の認可）</p> <p>第三十四条 <u>財務大臣は、前条第一項又は第二項の小売定価の認可の申請があつた場合には、次の各号の一に該当するときを除き、同条第一項又は第二項の認可をしなければならない。</u></p> <ul style="list-style-type: none"> 一 当該申請に係る小売定価による販売が消費者の利益を不当に害することとなると認めるとき。 二 当該申請に係る小売定価が、会社にあつては第九条第一項（同条第六項において準用する場合を含む。）に規定する最高販売価格、特定販売業者にあつてはその輸入価格（関税定率法（明治四十三年法律第五十四号）第四条 から第四条の八 までの規定により計算される価格をいう。）に照らして不当に低いと認めるとき。 <p>2 （略）</p>
電気料金 （大口契約を除く。）	<p>電気事業法（昭和三十九年七月十一日法律第七十号） （一般電気事業者の供給約款等）</p> <p>第十九条 （略）</p> <p>2 <u>経済産業大臣は、前項の認可の申請が次の各号のいずれにも適合していると認めるときは、同項の認可をしなければならない。</u></p> <ul style="list-style-type: none"> 一 料金が能率的な経営の下における適正な原価に適正な利潤を加えたものであること。 二 料金が供給の種類により定率又は定額をもつて明確に定められていること。 三 一般電気事業者及び電気の使用者の責任に関する事項並びに電気計器その他の用品及び配線工事その他の工事に関する費用の負担の方法が適正かつ明確に定められていること。 四 特定の者に対して不当な差別的取扱いをするものでないこと。 <p>3～13 （略）</p>
鉄道旅客運賃	<p>○ 鉄道事業法（昭和六十一年十二月四日法律第九十二号） （旅客の運賃及び料金）</p> <p>第十六条 <u>鉄道運送事業者は、旅客の運賃及び国土交通省令で定める旅客の料金（以下「旅客運賃等」という。）の上限を定め、国土交通大臣の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。</u></p> <p>2 <u>国土交通大臣は、前項の認可をしようとするときは、能率的な経営の下における適正な原価に適正な利潤を加えたものを超えないものであるかどうかを審査して、これをしなければならない。</u></p> <p>3～5 （略）</p>